

令和5年（2023年）  
第3回定例会

# 議案概要

東京都町田市

## 議案概要

議案名	第71号議案 町田市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例		
<b>【議案提出の目的】</b>			
新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴い、同法から引用する規定の条番号及び災害派遣手当*の名称を改めます。			
※災害派遣手当とは、災害等が発生したときに、災害応急対策又は災害復旧のために、他の地方自治体等から町田市に派遣された職員に対し、支給される手当です。			
〈新型インフルエンザ等対策特別措置法〉			
改正前		改正後	
第44条	第26条の8		
新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当	特定新型インフルエンザ等対策派遣手当		
○ 公布の日又は新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律（令和5年法律第14号）の施行の日*のいずれか遅い日から施行します。			
※2023年4月28日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。			
<b>【関係法令】</b>			
○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）			
問合せ先	総務部 職員課長 伊藤	電話	724-2199

## 議案概要

議案名	第72号議案 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例											
<b>【議案提出の目的】</b>												
地方自治法の改正に伴い、関係する条例3本を一括して整理するため、制定するものです。												
<b>【議案の内容】</b>												
○次の条例について、地方自治法の条番号が変更となることに伴い、同法から引用する条番号を改めます。												
(1) 町田市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 (2) 町田市下水道事業の設置等に関する条例 (3) 町田市病院事業の設置等に関する条例												
〈地方自治法〉												
<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="269 750 636 795">改正前</th><th data-bbox="636 750 1000 795">改正後</th><th data-bbox="1000 750 1364 795">引用している条例</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="269 795 636 840">第243条の2</td><td data-bbox="636 795 1000 840">第243条の2の7</td><td data-bbox="1000 795 1364 840">(1)</td></tr><tr><td data-bbox="269 840 636 884">第243条の2の2</td><td data-bbox="636 840 1000 884">第243条の2の8</td><td data-bbox="1000 840 1364 884">(1) (2) (3)</td></tr></tbody></table>				改正前	改正後	引用している条例	第243条の2	第243条の2の7	(1)	第243条の2の2	第243条の2の8	(1) (2) (3)
改正前	改正後	引用している条例										
第243条の2	第243条の2の7	(1)										
第243条の2の2	第243条の2の8	(1) (2) (3)										
○ 2024年4月1日から施行します。												
<b>【関係法令】</b>												
○ 地方自治法（昭和22年法律第67号）												
問合せ先	総務部 職員課長 伊藤 下水道部 下水道経営総務課長 西澤 市民病院 総務課長 須崎	電話	724-2199 724-4287 722-2230									

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第73号議案 町田市鶴川緑の交流館条例の一部を改正する条例</p>											
<p><b>【議案提出の目的】</b>  町田市鶴川緑の交流館に設置する自転車駐車場等の利用時間及び駐車料金を設定するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 町田市鶴川緑の交流館の自転車駐車場等を有料化し、利用時間及び駐車料金を次のとおり定めます。</p> <table border="1" data-bbox="199 591 1433 719"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>利用時間</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自転車駐車場</td> <td>24時間</td> <td>1日1回300円</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車・自動二輪車(～400cc)駐車場</td> <td>24時間</td> <td>1日1回450円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※施設利用者の方及び利用時間が30分を超えない方の駐車料金は免除し、無料とします。</p> <p>○ 公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。</p> <p>※有料の自転車駐車場等の利用開始は2024年2月を予定していますが、設置工事の進捗により利用開始日の変動する可能性があるため、施行日を別途規則で定めます。</p> <p><b>【経緯】</b></p> <p>○ 現在、町田市鶴川緑の交流館には、無料の自転車駐車場として駐輪機(54台)を設置していますが、施設利用者以外の方の駐車が多く、施設を利用する方が駐車できないことがあります。</p> <p>○ この状況を改善するため、駐車場を有料化し、施設を利用する方が適切に利用できるようにします。</p> <p>○ なお、今回の有料化に併せて、新たに自動二輪車等の駐車場として駐輪機(5台)を設置します。</p>				施設	利用時間	料金	自転車駐車場	24時間	1日1回300円	原動機付自転車・自動二輪車(～400cc)駐車場	24時間	1日1回450円
施設	利用時間	料金										
自転車駐車場	24時間	1日1回300円										
原動機付自転車・自動二輪車(～400cc)駐車場	24時間	1日1回450円										
<p>問合せ先</p>	<p>文化スポーツ振興部 文化振興課長 老沼</p>		<p>電話 724-2184</p>									

議案概要

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴い改正する議案について  
(第74号議案～第76号議案)

【議案提出の目的】

生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する規定について、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

旅館業法、公衆浴場法、クリーニング業法等の生活衛生関係の営業に関する法律8本が2023年6月14日に改正されました。

これまで、これらの営業については、相続や法人の合併又は分割があったときは、その届出又は承認により営業者の地位を承継することができた一方で、事業譲渡の場合は譲受人が新たに許可を取得する必要がありました。法の改正により、事業譲渡についても、新たな許可を受けることなく営業者の地位を承継することができるようになります。

これらのことに伴い、以下のとおり、3本の条例を改正します。

- 第74号議案 町田市プールの衛生管理等に関する条例の一部を改正する条例  
プールの許可運営者が当該プールを運営する事業を譲渡した場合に、譲受人が許可運営者の地位を承継できるものとします。
- 第75号議案 町田市保健所関係手数料条例の一部を改正する条例  
事業譲渡による旅館業の許可営業者の地位の承継に係る承認申請手数料として、相続等による地位の承継の手数料と同額を定めます。  
1件につき9,700円
- 第76号議案 町田市旅館業法施行条例の一部を改正する条例  
旅館業法から引用する項号番号を次のとおり改めます。  
(改正前) (改正後)  
「第5条第3号」→「第5条第1項第4号」

法令等	地位の承継の対象		承継の手続
	改正前	改正後	
旅館業法	1. 相続 2. 法人の合併・分割	1. 相続 2. 法人の合併・分割	承認申請 (手数料 9,700円) 届出
公衆浴場法他6本 プール条例		3. <u>事業譲渡</u>	

- 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律の施行日\*から施行します。  
\*2023年6月14日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日に施行されます。

【関係法令】

- 生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）

問合せ先	保健所 保健総務課長 中坪 保健所 生活衛生課長 林	電話	724-4241 722-6727
------	-------------------------------	----	----------------------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第77号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、関係する規定を整理するため、所要の改正をするものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の項番号が変更となることに伴い、同法から引用する項番号を改めます。          就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律          (改正前) (改正後)          「第3条第11項」→「第3条第10項」</p> <p>○ 公布の日から施行します。</p> <p><b>【関係法令】</b></p> <p>○ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>子ども生活部 保育・幼稚園課 三浦</p>	<p>電話</p>	<p>724-2137</p>

議案概要

議案名	第78号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例
-----	--

【議案提出の目的】

子が2人以上いる保護者について、保育所等の利用者負担額の軽減を図るため、所要の改正をするものです。

【議案の内容】

- 子が2人以上いる保護者について、第2子に係る保育所等の利用者負担額を無償化します。

<2023年9月まで>

第1子	第2子	第3子以降
保護者負担	保護者負担半額	無償



<2023年10月以降>

第1子	第2子	第3子以降
保護者負担	無償化	無償

- 2023年10月1日から施行します。

【補足説明】

- 東京都は第2子の保育料を無償化するため、2023年10月から、現在の保護者負担分を市に対して補助をする事業を開始します。このたびの改正は、本事業にあわせて実施するものです。

問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課 三浦	電話	724-2138
------	-------------------	----	----------





議案概要

議案名	第 8 0 号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例
-----	------------------------------

【議案提出の目的】

本町田後田公園内の会議室の利用時間、利用料金等を設定するため、所要の改正をするものです。

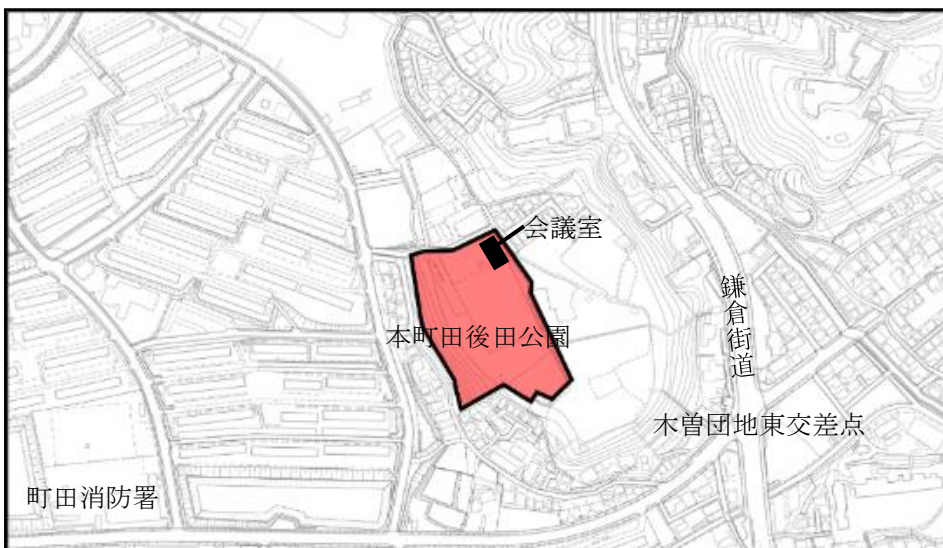
【議案の内容】

○ 2023 年 12 月に利用を開始する本町田後田公園会議室の、利用時間及び利用料金を次のとおり定めます。

名称	利用時間	利用料金
本町田後田公園会議室	午前 9 時から午後 9 時まで	500 円/2 時間

○ 2023 年 12 月 1 日から施行します。

<本町田後田公園>



問合せ先	都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-4397
------	-----------------	----	----------

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第 8 1 号議案 消防ポンプ自動車購入</b>		
<b>【議案提出の目的】</b>			
消防ポンプ自動車の更新計画に基づき、使用期限が経過した消防ポンプ自動車を買替えるため、物品供給契約を締結するものです。			
<b>【議案の内容】</b>			
○ 町田市消防団第 5 分団第 1 部に配備する消防ポンプ自動車 1 台、及び同分団第 2 部に配備する水槽付消防ポンプ自動車 1 台を購入するものです。			
<b>【議案の法的根拠】</b>			
○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号（財産の取得）			
○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 2 項（議決に付すべき財産の取得の基準）			
○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条（議決に付すべき財産の取得）			
<b>【契約の概要】</b>			
○ 契約目的	消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車購入		
○ 契約方法	指名競争入札		
○ 契約金額	56,485,000 円		
○ 契約相手方	東京都町田市図師町 1847 番地 三共自動車株式会社 代表取締役 河合 十（かわい つなき）		
○ 履行期限	契約開始日から 2025 年 3 月 31 日まで		
<b>【過去の実績】</b>			
○ 2017 年度	消防ポンプ自動車 2 台購入	33,782,400 円	
○ 2018 年度	消防ポンプ自動車 2 台購入	33,782,400 円	
○ 2019 年度	消防ポンプ自動車 2 台購入	35,860,000 円	
○ 2020 年度	消防ポンプ自動車 2 台購入	38,280,000 円	
○ 2022 年度	消防ポンプ自動車 1 台購入	26,565,000 円	
<b>問合せ先</b>	(契約内容) 財務部 契約課長 坂上 (事業内容) 防災安全部 防災課長 宮坂	<b>電話</b>	724-2523 724-3254

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第 8 2 号議案 小山田蓮田緑地整備工事請負契約</b>
------------	----------------------------------

**【議案提出の目的】**

町田市バイオエネルギーセンターの整備に伴い、施設周辺の魅力向上や環境整備を推進するため、蓮の魅力を活かした小山田蓮田緑地の整備を行う工事請負契約を締結するものです。

**【議案の内容】**

○工事内容

- ・面積：1.6ha
- ・公園植栽工  
高木植栽、中木植栽、低木植栽、張芝
- ・園路整備工  
脱色アスファルト舗装、ハス田デッキ、ため池デッキ
- ・遊戯施設整備工  
複合遊具、ブランコ、回転遊具、健康器具
- ・給排水設備工  
給水管、雨水排水管、暗渠排水、污水管
- ・管理施設整備工  
メッシュフェンス、擬木ロープ柵
- ・サービス施設整備工  
ベンチ、かまどベンチ、野外卓、水飲み場



**【契約の概要】**

- 契約目的 小山田蓮田緑地整備工事
- 契約方法 条件付一般競争入札
- 契約金額 360,497,610 円
- 契約相手方 東京都町田市小山町 3125 番地 1  
株式会社地研  
代表取締役 入江 八重子
- 工 期 契約開始日から 2025 年 2 月 28 日まで

問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 坂上 (工事内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-2523 724-4397
------	--	----	----------------------

議案概要

<p>議案名</p>	<p>第 8 3 号議案 市道路線の認定について</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          開発行為に伴い築造された道路を市道として認定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 南 2351 号線その他の合計 10 路線 総延長 672mを市道として認定します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>          ○ 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項(市道路線の認定)</p>			
<p>議案名</p>	<p>第 8 4 号議案 市道路線の廃止について</p>		
<p><b>【議案提出の目的】</b>          道路として機能のない路線、開発行為に伴い開発区域内に取り込まれた路線を廃止するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b>          ○ 南 127 号線その他の合計 3 路線 総延長 173mの市道を廃止します。</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b>          ○ 道路法第 10 条第 1 項及び第 3 項(市道路線の廃止)</p>			
<p>問合せ先</p>	<p>道路部 道路管理課          許認可・用地管理担当課長 奥村</p>	<p>電話</p>	<p>724-1154</p>

議案概要

議案名	第 8 5 号議案 町田市立総合体育館外 3 施設の指定管理者の指定について
-----	--

【議案提出の目的】

町田市立総合体育館外 3 施設（町田市立総合体育館、成瀬クリーンセンターテニスコート、三輪みどり山球場、緑ヶ丘グラウンド）の指定管理者を指定するものです。

【議案の内容】

○ 指定管理者候補者

（指定管理者名）スポーツ町田共同事業体

（代表団体）株式会社ギオン

代表取締役 祇園 彬之介

神奈川県相模原市中央区南橋本一丁目 5 番 1 号

（その他の構成団体）

株式会社小田急ビルサービス、野村不動産ライフ&スポーツ株式会社、一般社団法人町田スポーツ文化ネットワーク

○ 公の施設の概要

（1）町田市立総合体育館

名 称	町田市立総合体育館
所 在 地	町田市南成瀬五丁目 12 番地
開設年月	1990 年 10 月
建物構造	【メインアリーナ棟】鉄筋コンクリート造、屋根鉄骨造、地下1階付2階建 【サブアリーナ棟】鉄筋鉄骨コンクリート造、屋根鉄骨造、地下1階付4階建 【共用部分】鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地下1階付2階建 【駐車場棟】鉄筋コンクリート造、地下1階付2階建
施設面積	19,120.11 m <sup>2</sup>
建物面積	24,766.60 m <sup>2</sup> （延床面積）
主要施設	メインアリーナ、サブアリーナ、小体育室、トレーニング室、第一武道場、第二武道場、和洋弓場、会議室、男女シャワー室、男女トイレ、男女更衣室、駐車場等

（2）成瀬クリーンセンターテニスコート

名 称	成瀬クリーンセンターテニスコート
所 在 地	町田市南成瀬八丁目 1 番地 1
開設年月	1985 年 10 月
建物構造	鉄骨造、平屋
施設面積	52,138.36 m <sup>2</sup>
建物面積	248.15 m <sup>2</sup> （延床面積）
主要施設	管理棟（事務室、休憩室、男女シャワー室、男女トイレ、男女更衣室）、駐車場、テニスコート 砂入り人工芝コート 14 面 うち、照明設備あり 5 面（E 面から I 面）・照明設備なし 9 面（A 面から D 面、J 面から N 面） その他 2 面はスポーツ広場として地域開放（一般貸出し対象外）

(3) 三輪みどり山球場

名 称	三輪みどり山球場
所 在 地	町田市三輪緑山一丁目 24 番地 1
開設年月	1988 年 5 月
建物構造	鉄骨コンクリート造、2 階建
施設面積	10,830 m <sup>2</sup>
建物面積	65.59 m <sup>2</sup> (延床面積)
主要施設	球場、管理棟、男女トイレ、管理棟

(4) 緑ヶ丘グラウンド

名 称	緑ヶ丘グラウンド
所 在 地	町田市本町田 2380 番地 6
開設年月	2018 年 11 月
建物構造	軽量鉄骨造、平屋
施設面積	6,936.22 m <sup>2</sup>
建物面積	69.56 m <sup>2</sup> (延床面積)
主要施設	グラウンド、倉庫、男女トイレ、足洗い場、駐車場

○ 指定管理者が行う主な業務

- ・町田市立総合体育館外 3 施設の維持管理に関すること。
- ・町田市立総合体育館外 3 施設の運営に関すること。

○ 指定の期間

2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間

**【議案の法的根拠】**

- 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)
- 町田市体育施設条例第 6 条第 3 項 (指定管理者の指定)

問合せ先

文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 高梨

電話

724-4036

議案概要

議案名	第 8 6 号議案 町田市わさびだ療育園の指定管理者の指定について																														
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市わさびだ療育園を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          (指定管理者名) 社会福祉法人合掌苑          理事長 森 一成          東京都町田市金森東三丁目 18 番 16 号</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td colspan="3">町田市わさびだ療育園</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市金森東三丁目 18 番 9 号</td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td colspan="3">1997 年 7 月</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造 2 階建て</td> </tr> <tr> <td>施設面積</td> <td colspan="3">590.03 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>建物面積</td> <td colspan="3">678.00 m<sup>2</sup> (延床面積)</td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td colspan="3">療育室、食堂、静養室、浴室等</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法に規定する生活介護事業に関すること。</li> <li>・ 町田市わさびだ療育園の施設及び設備の維持管理に関すること。</li> </ul> <p>○ 指定の期間 2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)</li> <li>・ 町田市通所療育施設条例第 10 条 (指定管理者の指定等)</li> <li>・ 町田市通所療育施設条例施行規則</li> </ul>				名 称	町田市わさびだ療育園			所 在 地	町田市金森東三丁目 18 番 9 号			開設年月	1997 年 7 月			建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て			施設面積	590.03 m <sup>2</sup>			建物面積	678.00 m <sup>2</sup> (延床面積)			主要施設	療育室、食堂、静養室、浴室等		
名 称	町田市わさびだ療育園																														
所 在 地	町田市金森東三丁目 18 番 9 号																														
開設年月	1997 年 7 月																														
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て																														
施設面積	590.03 m <sup>2</sup>																														
建物面積	678.00 m <sup>2</sup> (延床面積)																														
主要施設	療育室、食堂、静養室、浴室等																														
問合せ先	地域福祉部 障がい福祉課長 金子	電話	724-2147																												

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第 8 7 号議案 町田市大賀藕絲館の指定管理者の指定について</b>																														
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市大賀藕絲館を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          (指定管理者名) 社会福祉法人まちだ育成会          理事長 齊藤 喬          東京都町田市山崎町 1214 番地 1</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td colspan="3">町田市大賀藕絲館</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 在 地</td> <td colspan="3">町田市下小山田町 3267 番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開設年月</td> <td colspan="3">1990 年 4 月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物構造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造 2 階建て</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">施設面積</td> <td colspan="3">2,348.43 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物面積</td> <td colspan="3">1,016.64 m<sup>2</sup> (延床面積)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主要施設</td> <td colspan="3">作業室、食堂、静養室、多目的室、授産品売店等</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者総合支援法に規定する生活介護事業及び就労継続支援事業に関すること。</li> <li>・ 町田市大賀藕絲館の施設及び設備の維持管理に関すること。</li> </ul> <p>○ 指定の期間 2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間</p> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)</li> <li>・ 町田市大賀藕絲館設置条例第 10 条 (指定管理者の指定等)</li> <li>・ 町田市大賀藕絲館設置条例施行規則</li> </ul>				名 称	町田市大賀藕絲館			所 在 地	町田市下小山田町 3267 番地			開設年月	1990 年 4 月			建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て			施設面積	2,348.43 m <sup>2</sup>			建物面積	1,016.64 m <sup>2</sup> (延床面積)			主要施設	作業室、食堂、静養室、多目的室、授産品売店等		
名 称	町田市大賀藕絲館																														
所 在 地	町田市下小山田町 3267 番地																														
開設年月	1990 年 4 月																														
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建て																														
施設面積	2,348.43 m <sup>2</sup>																														
建物面積	1,016.64 m <sup>2</sup> (延床面積)																														
主要施設	作業室、食堂、静養室、多目的室、授産品売店等																														
<b>問合せ先</b>	地域福祉部 障がい福祉課長 金子	<b>電話</b>	724-2147																												



議案概要

<b>議案名</b>	<b>第 8 8 号議案 ふれあい桜館の指定管理者の指定について</b>																										
<p><b>【議案提出の目的】</b> ふれあい桜館を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          (指定管理者名) 社会福祉法人町田市福祉サービス協会          理事長 黒坂 昌範          東京都町田市森野四丁目 8 番 39 号</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td colspan="3">ふれあい桜館</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市下小山田町 3580 番地</td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td colspan="3">1994 年 6 月</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート地上 3 階地下 1 階建(うち 2 階部分及び共用部分)</td> </tr> <tr> <td>建物面積</td> <td colspan="3">1,073.70 m<sup>2</sup> (延床面積)</td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td colspan="3">集会室、介護予防室</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <p>(1) 施設運営に関する業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者に対する生活及び健康の相談及び指導に関すること。</li> <li>・高齢者に対する生業及び就労の指導に関すること。</li> <li>・機能回復訓練の実施に関すること。</li> <li>・教養の向上、レクリエーション等の実施に関すること。</li> <li>・老人クラブに対する援助等に関すること。</li> </ul> <p>(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)</p> <p>○ 町田市高齢者福祉センター条例第 11 条第 3 項 (指定管理者の指定等)</p>				名 称	ふれあい桜館			所 在 地	町田市下小山田町 3580 番地			開設年月	1994 年 6 月			建物構造	鉄筋コンクリート地上 3 階地下 1 階建(うち 2 階部分及び共用部分)			建物面積	1,073.70 m <sup>2</sup> (延床面積)			主要施設	集会室、介護予防室		
名 称	ふれあい桜館																										
所 在 地	町田市下小山田町 3580 番地																										
開設年月	1994 年 6 月																										
建物構造	鉄筋コンクリート地上 3 階地下 1 階建(うち 2 階部分及び共用部分)																										
建物面積	1,073.70 m <sup>2</sup> (延床面積)																										
主要施設	集会室、介護予防室																										
<b>問合せ先</b>	いきいき生活部	いきいき総務課長	田野倉																								
	<b>電話</b>	724-2916																									

議案概要

議案名	第89号議案 小山田高齢者在宅サービスセンター外1箇所の指定管理者の指定について																										
<p><b>【議案提出の目的】</b>          小山田高齢者在宅サービスセンター及びつくし野デイサービスセンターを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          (指定管理者名) 社会福祉法人町田市福祉サービス協会          理事長 黒坂 昌範          東京都町田市森野四丁目8番39号</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>名 称</td><td>小山田高齢者在宅サービスセンター</td></tr> <tr><td>所 在 地</td><td>町田市下小山田町 3580 番地</td></tr> <tr><td>開設年月</td><td>1994 年 6 月</td></tr> <tr><td>建物構造</td><td>鉄筋コンクリート地上3階地下1階建(うち1階部分及び共用部分)</td></tr> <tr><td>建物面積</td><td>1,329.50 m<sup>2</sup> (延床面積)</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>食堂、機能訓練室、静養室</td></tr> </table> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td>名 称</td><td>つくし野デイサービスセンター</td></tr> <tr><td>所 在 地</td><td>町田市つくし野二丁目21番11号 つくし野小学校内</td></tr> <tr><td>開設年月</td><td>1998 年 4 月</td></tr> <tr><td>建物構造</td><td>鉄筋コンクリート造3階建(うち1階部分)</td></tr> <tr><td>建物面積</td><td>213.00 m<sup>2</sup> (延床面積)</td></tr> <tr><td>主要施設</td><td>食堂、機能訓練室、静養室</td></tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。</li> <li>・高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。</li> </ul> <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法 第244条の2第6項(指定管理者の指定)</li> <li>○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第6条第3項(指定管理者の指定等)</li> </ul>				名 称	小山田高齢者在宅サービスセンター	所 在 地	町田市下小山田町 3580 番地	開設年月	1994 年 6 月	建物構造	鉄筋コンクリート地上3階地下1階建(うち1階部分及び共用部分)	建物面積	1,329.50 m <sup>2</sup> (延床面積)	主要施設	食堂、機能訓練室、静養室	名 称	つくし野デイサービスセンター	所 在 地	町田市つくし野二丁目21番11号 つくし野小学校内	開設年月	1998 年 4 月	建物構造	鉄筋コンクリート造3階建(うち1階部分)	建物面積	213.00 m <sup>2</sup> (延床面積)	主要施設	食堂、機能訓練室、静養室
名 称	小山田高齢者在宅サービスセンター																										
所 在 地	町田市下小山田町 3580 番地																										
開設年月	1994 年 6 月																										
建物構造	鉄筋コンクリート地上3階地下1階建(うち1階部分及び共用部分)																										
建物面積	1,329.50 m <sup>2</sup> (延床面積)																										
主要施設	食堂、機能訓練室、静養室																										
名 称	つくし野デイサービスセンター																										
所 在 地	町田市つくし野二丁目21番11号 つくし野小学校内																										
開設年月	1998 年 4 月																										
建物構造	鉄筋コンクリート造3階建(うち1階部分)																										
建物面積	213.00 m <sup>2</sup> (延床面積)																										
主要施設	食堂、機能訓練室、静養室																										
問合せ先	いきいき生活部	いきいき総務課長	田野倉																								
	電話	724-2916																									

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第90号議案 デイサービス森野の指定管理者の指定について</b>																										
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  デイサービス森野を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者                  (指定管理者名) 株式会社楓の風                  代表取締役 小室 貴之                  神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目 32 番地 13</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td colspan="3">デイサービス森野</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市森野五丁目 28 番 1 号 森野五丁目第 3 アパート内</td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td colspan="3">1999 年 6 月</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造 4 階建(うち 1 階部分)</td> </tr> <tr> <td>建物面積</td> <td colspan="3">200.29 m<sup>2</sup> (延床面積)</td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td colspan="3">食堂、機能訓練室、静養室</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。</li> <li>・高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。</li> </ul> <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項 (指定管理者の指定)</p> <p>○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第6条第3項 (指定管理者の指定等)</p>				名 称	デイサービス森野			所 在 地	町田市森野五丁目 28 番 1 号 森野五丁目第 3 アパート内			開設年月	1999 年 6 月			建物構造	鉄筋コンクリート造 4 階建(うち 1 階部分)			建物面積	200.29 m <sup>2</sup> (延床面積)			主要施設	食堂、機能訓練室、静養室		
名 称	デイサービス森野																										
所 在 地	町田市森野五丁目 28 番 1 号 森野五丁目第 3 アパート内																										
開設年月	1999 年 6 月																										
建物構造	鉄筋コンクリート造 4 階建(うち 1 階部分)																										
建物面積	200.29 m <sup>2</sup> (延床面積)																										
主要施設	食堂、機能訓練室、静養室																										
<b>問合せ先</b>	いきいき生活部	いきいき総務課長	田野倉																								
	<b>電話</b>	724-2916																									

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第91号議案 玉川学園高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について</b>																										
<p><b>【議案提出の目的】</b> 玉川学園高齢者在宅サービスセンターを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 特定非営利活動法人桜実会 理事長 三浦 光利 東京都町田市玉川学園七丁目 15 番 6 号</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td colspan="3">玉川学園高齢者在宅サービスセンター</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市玉川学園三丁目 35 番 1 号</td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td colspan="3">2000 年 4 月</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造地上 2 階建地下 1 階建</td> </tr> <tr> <td>建物面積</td> <td colspan="3">1,383.30 m<sup>2</sup> (延床面積)</td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td colspan="3">食堂、機能訓練室、静養室</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。</li> <li>・ 高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。</li> </ul> <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)</li> <li>○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第 6 条第 3 項 (指定管理者の指定等)</li> </ul>				名 称	玉川学園高齢者在宅サービスセンター			所 在 地	町田市玉川学園三丁目 35 番 1 号			開設年月	2000 年 4 月			建物構造	鉄筋コンクリート造地上 2 階建地下 1 階建			建物面積	1,383.30 m <sup>2</sup> (延床面積)			主要施設	食堂、機能訓練室、静養室		
名 称	玉川学園高齢者在宅サービスセンター																										
所 在 地	町田市玉川学園三丁目 35 番 1 号																										
開設年月	2000 年 4 月																										
建物構造	鉄筋コンクリート造地上 2 階建地下 1 階建																										
建物面積	1,383.30 m <sup>2</sup> (延床面積)																										
主要施設	食堂、機能訓練室、静養室																										
問合せ先	いきいき生活部	いきいき総務課長	田野倉																								
	電話	724-2916																									

議案概要

議案名	第92号議案 本町田高齢者在宅サービスセンターの指定管理者の指定について														
<p><b>【議案提出の目的】</b> 本町田高齢者在宅サービスセンターを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 特定非営利活動法人湧和 理事長 御殿谷 光廣 (みとのや みつひろ) 東京都町田市本町田 2954 番地 2 シティークレスト 1 階 101 号室</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td>本町田高齢者在宅サービスセンター</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 在 地</td> <td>町田市本町田 2102 番地 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開設年月</td> <td>2000 年 11 月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物構造</td> <td>鉄筋コンクリート造 2 階建</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物面積</td> <td>999.91 m<sup>2</sup> (延床面積)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主要施設</td> <td>食堂、機能訓練室、静養室</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。</li> <li>・高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。</li> </ul> <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)</p> <p>○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第 6 条第 3 項 (指定管理者の指定等)</p>				名 称	本町田高齢者在宅サービスセンター	所 在 地	町田市本町田 2102 番地 1	開設年月	2000 年 11 月	建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建	建物面積	999.91 m <sup>2</sup> (延床面積)	主要施設	食堂、機能訓練室、静養室
名 称	本町田高齢者在宅サービスセンター														
所 在 地	町田市本町田 2102 番地 1														
開設年月	2000 年 11 月														
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建														
建物面積	999.91 m <sup>2</sup> (延床面積)														
主要施設	食堂、機能訓練室、静養室														
問合せ先	いきいき生活部	いきいき総務課長	田野倉												
	電話	724-2916													

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第 9 3 号議案 デイサービス忠生の指定管理者の指定について</b>																										
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  デイサービス忠生を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者                  (指定管理者名) 特定非営利活動法人楓の風                  理事 小室 貴之                  東京都町田市成瀬が丘二丁目 23 番地 5</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td colspan="3">デイサービス忠生</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 在 地</td> <td colspan="3">町田市忠生一丁目 19 番 2 号 忠生市営住宅集会所内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開設年月</td> <td colspan="3">2001 年 5 月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物構造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造地上 1 階地下 1 階建 (うち 1 階部分)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物面積</td> <td colspan="3">253.98 m<sup>2</sup> (延床面積)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主要施設</td> <td colspan="3">食堂、機能訓練室、静養室</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。</li> <li>・高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。</li> </ul> <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)</p> <p>○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第 6 条第 3 項 (指定管理者の指定等)</p>				名 称	デイサービス忠生			所 在 地	町田市忠生一丁目 19 番 2 号 忠生市営住宅集会所内			開設年月	2001 年 5 月			建物構造	鉄筋コンクリート造地上 1 階地下 1 階建 (うち 1 階部分)			建物面積	253.98 m <sup>2</sup> (延床面積)			主要施設	食堂、機能訓練室、静養室		
名 称	デイサービス忠生																										
所 在 地	町田市忠生一丁目 19 番 2 号 忠生市営住宅集会所内																										
開設年月	2001 年 5 月																										
建物構造	鉄筋コンクリート造地上 1 階地下 1 階建 (うち 1 階部分)																										
建物面積	253.98 m <sup>2</sup> (延床面積)																										
主要施設	食堂、機能訓練室、静養室																										
問合せ先	いきいき生活部	いきいき総務課長	田野倉																								
	電話	724-2916																									

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第94号議案 デイサービス三輪の指定管理者の指定について</b>																										
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  デイサービス三輪を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者                  (指定管理者名) 医療法人社団三医会                  理事長 船津 到                  東京都町田市三輪町 1059 番地 1</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td colspan="3">デイサービス三輪</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市三輪緑山四丁目 14 番 1 号 三輪コミュニティセンター内</td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td colspan="3">2002 年 6 月</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造 2 階建(うち 1 階部分)</td> </tr> <tr> <td>建物面積</td> <td colspan="3">298.86 m<sup>2</sup> (延床面積)</td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td colspan="3">食堂、機能訓練室、静養室</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。</li> <li>・高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。</li> </ul> <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)</p> <p>○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第 6 条第 3 項 (指定管理者の指定等)</p>				名 称	デイサービス三輪			所 在 地	町田市三輪緑山四丁目 14 番 1 号 三輪コミュニティセンター内			開設年月	2002 年 6 月			建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建(うち 1 階部分)			建物面積	298.86 m <sup>2</sup> (延床面積)			主要施設	食堂、機能訓練室、静養室		
名 称	デイサービス三輪																										
所 在 地	町田市三輪緑山四丁目 14 番 1 号 三輪コミュニティセンター内																										
開設年月	2002 年 6 月																										
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建(うち 1 階部分)																										
建物面積	298.86 m <sup>2</sup> (延床面積)																										
主要施設	食堂、機能訓練室、静養室																										
<b>問合せ先</b>	いきいき生活部	いきいき総務課長	田野倉																								
	<b>電話</b>	724-2916																									

議案概要

議案名	第95号議案 デイサービス榛名坂の指定管理者の指定について																										
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  デイサービス榛名坂を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者                  (指定管理者名) 特定非営利活動法人明るい老後を考える会                  理事長 持田 忠行                  東京都町田市金井三丁目 20 番 1 号</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td colspan="3">デイサービス榛名坂</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 在 地</td> <td colspan="3">町田市金井三丁目 20 番 1 号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開設年月</td> <td colspan="3">2002 年 7 月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物構造</td> <td colspan="3">鉄骨造平屋建</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物面積</td> <td colspan="3">310.47 m<sup>2</sup> (延床面積)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主要施設</td> <td colspan="3">食堂、機能訓練室、静養室</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。</li> <li>・高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。</li> </ul> <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)</p> <p>○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第6条第3項 (指定管理者の指定等)</p>				名 称	デイサービス榛名坂			所 在 地	町田市金井三丁目 20 番 1 号			開設年月	2002 年 7 月			建物構造	鉄骨造平屋建			建物面積	310.47 m <sup>2</sup> (延床面積)			主要施設	食堂、機能訓練室、静養室		
名 称	デイサービス榛名坂																										
所 在 地	町田市金井三丁目 20 番 1 号																										
開設年月	2002 年 7 月																										
建物構造	鉄骨造平屋建																										
建物面積	310.47 m <sup>2</sup> (延床面積)																										
主要施設	食堂、機能訓練室、静養室																										
問合せ先	いきいき生活部	いきいき総務課長	田野倉	電話	724-2916																						



議案概要

議案名	第96号議案 デイサービス高ヶ坂の指定管理者の指定について														
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  デイサービス高ヶ坂を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者                  (指定管理者名) 株式会社ツクイ                  代表取締役 高島 毅                  神奈川県横浜市港南区上大岡西一丁目6番1号</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td>デイサービス高ヶ坂</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 在 地</td> <td>町田市高ヶ坂七丁目26番8号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開設年月</td> <td>2003年2月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物構造</td> <td>鉄筋コンクリート造2階建</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物面積</td> <td>585.76㎡(延床面積)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主要施設</td> <td>食堂、機能訓練室、静養室</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。</li> <li>・高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。</li> </ul> <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項(指定管理者の指定)</p> <p>○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第6条第3項(指定管理者の指定等)</p>				名 称	デイサービス高ヶ坂	所 在 地	町田市高ヶ坂七丁目26番8号	開設年月	2003年2月	建物構造	鉄筋コンクリート造2階建	建物面積	585.76㎡(延床面積)	主要施設	食堂、機能訓練室、静養室
名 称	デイサービス高ヶ坂														
所 在 地	町田市高ヶ坂七丁目26番8号														
開設年月	2003年2月														
建物構造	鉄筋コンクリート造2階建														
建物面積	585.76㎡(延床面積)														
主要施設	食堂、機能訓練室、静養室														
問合せ先	いきいき生活部	いきいき総務課長	田野倉												
	電話	724-2916													

議案概要

議案名	第97号議案 デイサービスあいはらの指定管理者の指定について																										
<p><b>【議案提出の目的】</b>                  デイサービスあいはらを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者                  (指定管理者名) 特定非営利活動法人相原やまゆり会                  理事長 北島 一夫                  東京都町田市相原町 3677 番地</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td colspan="3">デイサービスあいはら</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">所 在 地</td> <td colspan="3">町田市相原町 3174 番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">開設年月</td> <td colspan="3">2005 年 10 月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物構造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造 2 階建</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">建物面積</td> <td colspan="3">599.19 m<sup>2</sup> (延床面積)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">主要施設</td> <td colspan="3">食堂、機能訓練室、静養室</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者在宅サービスセンターの事業の実施に関すること。</li> <li>・高齢者在宅サービスセンターの施設及び設備の維持管理に関すること。</li> </ul> <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)</p> <p>○ 町田市高齢者在宅サービスセンター条例第 6 条第 3 項 (指定管理者の指定等)</p>				名 称	デイサービスあいはら			所 在 地	町田市相原町 3174 番地			開設年月	2005 年 10 月			建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建			建物面積	599.19 m <sup>2</sup> (延床面積)			主要施設	食堂、機能訓練室、静養室		
名 称	デイサービスあいはら																										
所 在 地	町田市相原町 3174 番地																										
開設年月	2005 年 10 月																										
建物構造	鉄筋コンクリート造 2 階建																										
建物面積	599.19 m <sup>2</sup> (延床面積)																										
主要施設	食堂、機能訓練室、静養室																										
問合せ先	いきいき生活部	いきいき総務課長	田野倉	電話	724-2916																						

議案概要

議案名	第98号議案 わくわくプラザ町田の指定管理者の指定について																										
<p><b>【議案提出の目的】</b> わくわくプラザ町田を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) 公益社団法人町田市シルバー人材センター 会長 丹田 公和 東京都町田市森野一丁目1番15号</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td colspan="3">わくわくプラザ町田</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市森野一丁目1番15号</td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td colspan="3">1993年10月</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造(一部、鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造) 地上3階地下1階建</td> </tr> <tr> <td>建物面積</td> <td colspan="3">997.86 m<sup>2</sup> (延床面積)</td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td colspan="3">会議室、講習室</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会議室等に係る利用の承認等に関すること。</li> <li>・施設及び設備の維持管理に関すること。</li> <li>・その他市長が指定した業務。</li> </ul> <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項(指定管理者の指定)</p> <p>○ 町田市わくわくプラザ条例第8条第3項(指定管理者の指定等)</p>				名 称	わくわくプラザ町田			所 在 地	町田市森野一丁目1番15号			開設年月	1993年10月			建物構造	鉄筋コンクリート造(一部、鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造) 地上3階地下1階建			建物面積	997.86 m <sup>2</sup> (延床面積)			主要施設	会議室、講習室		
名 称	わくわくプラザ町田																										
所 在 地	町田市森野一丁目1番15号																										
開設年月	1993年10月																										
建物構造	鉄筋コンクリート造(一部、鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄骨造) 地上3階地下1階建																										
建物面積	997.86 m <sup>2</sup> (延床面積)																										
主要施設	会議室、講習室																										
問合せ先	いきいき生活部	いきいき総務課長	田野倉	電話	724-2916																						

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第99号議案 休日・準夜急患こどもクリニックの指定管理者の指定について</b>																										
<p><b>【議案提出の目的】</b> 休日・準夜急患こどもクリニックを管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者 （指定管理者名）一般社団法人町田市医師会 会長 山下 弘一 東京都町田市旭町一丁目4番5号</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td colspan="3">休日・準夜急患こどもクリニック</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市原町田五丁目8番21号 健康福祉会館内</td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td colspan="3">2003年4月</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階（うち1階部分）</td> </tr> <tr> <td>建物面積</td> <td colspan="3">121.82 m<sup>2</sup>（延床面積）</td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td colspan="3">診察室2部屋、感染症診察室1部屋、処置室、待合室、受付</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小児科応急診療の実施に関する事。</li> <li>・休日・準夜急患こどもクリニックの利用の承認等に関する事。</li> <li>・休日・準夜急患こどもクリニックの施設及び設備の維持管理に関する事。</li> <li>・その他市長が指定した業務。</li> </ul> <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定） 町田市急患センター条例 町田市急患センター条例施行規則</p>				名 称	休日・準夜急患こどもクリニック			所 在 地	町田市原町田五丁目8番21号 健康福祉会館内			開設年月	2003年4月			建物構造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階（うち1階部分）			建物面積	121.82 m <sup>2</sup> （延床面積）			主要施設	診察室2部屋、感染症診察室1部屋、処置室、待合室、受付		
名 称	休日・準夜急患こどもクリニック																										
所 在 地	町田市原町田五丁目8番21号 健康福祉会館内																										
開設年月	2003年4月																										
建物構造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階（うち1階部分）																										
建物面積	121.82 m <sup>2</sup> （延床面積）																										
主要施設	診察室2部屋、感染症診察室1部屋、処置室、待合室、受付																										
<b>問合せ先</b>	保健所 保健総務課長 中坪	<b>電話</b>	724-4241																								

議案概要

<b>議案名</b>	<b>第100号議案 休日応急歯科・障がい者歯科診療所の指定管理者の指定について</b>																										
<p><b>【議案提出の目的】</b> 休日歯科・障がい者歯科応急診療所を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          (指定管理者名) 公益社団法人東京都町田市歯科医師会          会長 長崎 敏宏          東京都町田市原町田五丁目8番7号</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td colspan="3">休日応急歯科・障がい者歯科診療所</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市原町田五丁目8番21号 健康福祉会館内</td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td colspan="3">1989年4月</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td colspan="3">鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階(うち1階部分)</td> </tr> <tr> <td>建物面積</td> <td colspan="3">147.26㎡(延床面積)</td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td colspan="3">歯科ユニット3台、レントゲン室、待合室、受付</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日応急歯科・障がい者歯科診療の実施に関する事。</li> <li>・休日応急歯科・障がい者歯科診療の利用の承認に関する事。</li> <li>・休日応急歯科・障がい者歯科診療の施設及び設備の維持管理に関する事。</li> <li>・その他市長が指定した業務。</li> </ul> <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項(指定管理者の指定)          町田市急患センター条例          町田市急患センター条例施行規則</p>				名 称	休日応急歯科・障がい者歯科診療所			所 在 地	町田市原町田五丁目8番21号 健康福祉会館内			開設年月	1989年4月			建物構造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階(うち1階部分)			建物面積	147.26㎡(延床面積)			主要施設	歯科ユニット3台、レントゲン室、待合室、受付		
名 称	休日応急歯科・障がい者歯科診療所																										
所 在 地	町田市原町田五丁目8番21号 健康福祉会館内																										
開設年月	1989年4月																										
建物構造	鉄筋コンクリート造 地下1階地上4階(うち1階部分)																										
建物面積	147.26㎡(延床面積)																										
主要施設	歯科ユニット3台、レントゲン室、待合室、受付																										
<b>問合せ先</b>	保健所 保健総務課長 中坪	<b>電話</b>	724-4241																								

議案概要

議案名	第101号議案 町田市自然休暇村の指定管理者の指定について																														
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市自然休暇村を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          (指定管理者名) 一般財団法人川上村振興公社          理事長 由井 雅久          長野県南佐久郡川上村大深山 542 番地</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td colspan="3">町田市自然休暇村</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">長野県南佐久郡川上村大字秋山 53 番地 15</td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td colspan="3">1977 年 7 月</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td colspan="3">本館：木造一部 RC 造、キャビン：木造、天体観測棟：RC 造</td> </tr> <tr> <td>施設面積</td> <td colspan="3">190,200 m<sup>2</sup> (うち、借地面積 158,400 m<sup>2</sup>)</td> </tr> <tr> <td>建物面積</td> <td colspan="3">2,706.12 m<sup>2</sup> (建築面積)、2,231.4 m<sup>2</sup> (延床面積)</td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td colspan="3">本館 (宿泊室、レクリエーションホール、浴場)、キャビン、天体観測棟</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町田市自然休暇村の利用の承認等に関すること。</li> <li>・宿泊体験等に関すること。</li> <li>・来館した方々への案内や休憩場所の提供等に関すること。</li> <li>・指定講座・自主事業の実施に関すること。</li> <li>・施設及び管理区域の維持管理に関すること。</li> </ul> <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024 年 4 月 1 日から 2029 年 3 月 31 日までの 5 年間</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項 (指定管理者の指定)</li> <li>○ 町田市自然休暇村条例第 6 条 3 項 (指定管理者の指定)</li> </ul>				名 称	町田市自然休暇村			所 在 地	長野県南佐久郡川上村大字秋山 53 番地 15			開設年月	1977 年 7 月			建物構造	本館：木造一部 RC 造、キャビン：木造、天体観測棟：RC 造			施設面積	190,200 m <sup>2</sup> (うち、借地面積 158,400 m <sup>2</sup> )			建物面積	2,706.12 m <sup>2</sup> (建築面積)、2,231.4 m <sup>2</sup> (延床面積)			主要施設	本館 (宿泊室、レクリエーションホール、浴場)、キャビン、天体観測棟		
名 称	町田市自然休暇村																														
所 在 地	長野県南佐久郡川上村大字秋山 53 番地 15																														
開設年月	1977 年 7 月																														
建物構造	本館：木造一部 RC 造、キャビン：木造、天体観測棟：RC 造																														
施設面積	190,200 m <sup>2</sup> (うち、借地面積 158,400 m <sup>2</sup> )																														
建物面積	2,706.12 m <sup>2</sup> (建築面積)、2,231.4 m <sup>2</sup> (延床面積)																														
主要施設	本館 (宿泊室、レクリエーションホール、浴場)、キャビン、天体観測棟																														
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課 菊地	電話	724-4097																												

議案概要

議案名	第102号議案 町田市子ども創造キャンパスひなた村の指定管理者の指定について																														
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市子ども創造キャンパスひなた村を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者 (指定管理者名) アクティオ株式会社 代表取締役 淡野 文孝 東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX 中目黒ビル6階</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">名 称</td> <td colspan="3">町田市子ども創造キャンパスひなた村</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市本町田 2863 番地</td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td colspan="3">1973 年 7 月</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td colspan="3">本館：木造 ホール：RC 造一部 S 造（地下1階地上2階） 炊事場：木造</td> </tr> <tr> <td>施設面積</td> <td colspan="3">43,000 m<sup>2</sup>（うち、森林面積 31,000 m<sup>2</sup>）</td> </tr> <tr> <td>建物面積</td> <td colspan="3">1,843.9 m<sup>2</sup>（建築面積）、2,231.4 m<sup>2</sup>（延床面積）</td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td colspan="3">ホール、レクリエーションルーム、和室、工作室、陶芸室、野外炊事場</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの野外体験に関すること。</li> <li>・子どもの創作体験に関すること。</li> <li>・子どもの野外体験、創作体験にかかる指導者の育成及びその活動の支援に関すること。</li> <li>・来館した子どもへの居場所の提供及び図書の見学に関すること。</li> <li>・ひなた村の施設及び附帯設備の利用承認及び提供に関すること。</li> <li>・施設及び管理区域の維持管理に関すること。</li> </ul> <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）</li> <li>○ 町田市子ども創造キャンパスひなた村条例第7条3項（指定管理者の指定）</li> </ul>				名 称	町田市子ども創造キャンパスひなた村			所 在 地	町田市本町田 2863 番地			開設年月	1973 年 7 月			建物構造	本館：木造 ホール：RC 造一部 S 造（地下1階地上2階） 炊事場：木造			施設面積	43,000 m <sup>2</sup> （うち、森林面積 31,000 m <sup>2</sup> ）			建物面積	1,843.9 m <sup>2</sup> （建築面積）、2,231.4 m <sup>2</sup> （延床面積）			主要施設	ホール、レクリエーションルーム、和室、工作室、陶芸室、野外炊事場		
名 称	町田市子ども創造キャンパスひなた村																														
所 在 地	町田市本町田 2863 番地																														
開設年月	1973 年 7 月																														
建物構造	本館：木造 ホール：RC 造一部 S 造（地下1階地上2階） 炊事場：木造																														
施設面積	43,000 m <sup>2</sup> （うち、森林面積 31,000 m <sup>2</sup> ）																														
建物面積	1,843.9 m <sup>2</sup> （建築面積）、2,231.4 m <sup>2</sup> （延床面積）																														
主要施設	ホール、レクリエーションルーム、和室、工作室、陶芸室、野外炊事場																														
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 菊地	電話	724-4097																												

議案概要

議案名	第103号議案 町田市ふるさと農具館の指定管理者の指定について																																										
<p><b>【議案提出の目的】</b> 町田市ふるさと農具館を管理する指定管理者を指定するものです。</p> <p><b>【議案の内容】</b></p> <p>○ 指定管理者候補者          (指定管理者名) 七国山ふれあいの里組合          組合長 市川 明          東京都町田市野津田町 2452 番地</p> <p>○ 公の施設の概要</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">名 称</td> <td colspan="3">町田市ふるさと農具館</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td colspan="3">町田市野津田町 2288 番地</td> </tr> <tr> <td>開設年月</td> <td colspan="3">1992 年 11 月</td> </tr> <tr> <td>建物構造</td> <td colspan="3">ふれあい館、体験実習館：木造一部鉄骨造平屋建て パネル館、菜種貯蔵庫：木造平屋建て</td> </tr> <tr> <td>施設面積</td> <td colspan="3">1,731 m<sup>2</sup></td> </tr> <tr> <td>建物面積</td> <td>ふれあい館</td> <td>151.52 m<sup>2</sup></td> <td>(延床面積)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>体験実習館</td> <td>133.90 m<sup>2</sup></td> <td>(延床面積)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>パネル館</td> <td>99.28 m<sup>2</sup></td> <td>(延床面積)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>菜種貯蔵庫</td> <td>19.87 m<sup>2</sup></td> <td>(延床面積)</td> </tr> <tr> <td>主要施設</td> <td colspan="3">ふれあい館、体験実習館、パネル館</td> </tr> </table> <p>○ 指定管理者が行う主な業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農具等の収集、保管及び展示に関すること。</li> <li>・農具等の説明及び館外貸出しに関すること。</li> <li>・農具を利用した農作業の実演に関すること。</li> </ul> <p>○ 指定の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2024年4月1日から2029年3月31日までの5年間</li> </ul> <p><b>【議案の法的根拠】</b></p> <p>○ 地方自治法第244条の2第6項（指定管理者の指定）</p> <p>○ 町田市ふるさと農具館条例第5条第3項（指定管理者の指定等）</p>				名 称	町田市ふるさと農具館			所 在 地	町田市野津田町 2288 番地			開設年月	1992 年 11 月			建物構造	ふれあい館、体験実習館：木造一部鉄骨造平屋建て パネル館、菜種貯蔵庫：木造平屋建て			施設面積	1,731 m <sup>2</sup>			建物面積	ふれあい館	151.52 m <sup>2</sup>	(延床面積)		体験実習館	133.90 m <sup>2</sup>	(延床面積)		パネル館	99.28 m <sup>2</sup>	(延床面積)		菜種貯蔵庫	19.87 m <sup>2</sup>	(延床面積)	主要施設	ふれあい館、体験実習館、パネル館		
名 称	町田市ふるさと農具館																																										
所 在 地	町田市野津田町 2288 番地																																										
開設年月	1992 年 11 月																																										
建物構造	ふれあい館、体験実習館：木造一部鉄骨造平屋建て パネル館、菜種貯蔵庫：木造平屋建て																																										
施設面積	1,731 m <sup>2</sup>																																										
建物面積	ふれあい館	151.52 m <sup>2</sup>	(延床面積)																																								
	体験実習館	133.90 m <sup>2</sup>	(延床面積)																																								
	パネル館	99.28 m <sup>2</sup>	(延床面積)																																								
	菜種貯蔵庫	19.87 m <sup>2</sup>	(延床面積)																																								
主要施設	ふれあい館、体験実習館、パネル館																																										
問合せ先	経済観光部 農業振興課 杉山	電話	724-2166																																								